

## 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会について

### 1. 目的

新たな地域エネルギー社会への構造転換が求められる中、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を、本県において戦略的に推進していくための「(仮称) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の策定に向けて、必要な調査・検討を行うため、設置する。

### 2. 委員

- ◆別添資料1別表(裏面)のとおり

### 3. 第1回委員会(開催概要)

- ◆日 時 平成24年7月24日(火) 13:30~15:30
- ◆議事内容 滋賀県における再生可能エネルギーの現状と課題について
- ◆配布資料 別添資料1、資料2のとおり

### 4. 今後の予定

- ◆平成24年8月~ 第2回委員会(論点整理)  
第3回委員会(導入目標、振興方策)  
第4回委員会(報告書(素案))
- ◆平成25年1月 第5回委員会(報告書(案))
- ◆平成25年2月 県民政策コメント
- ◆平成25年3月 『再生可能エネルギー振興戦略プラン』策定

## 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 新たな地域エネルギー社会への構造転換が求められる中、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を、本県において戦略的に推進していくための「(仮称)滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」の策定に向けて、必要な調査・検討を行うため、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項等)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について調査・検討する。

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進に関すること。
- (2) 関連産業の振興および研究開発に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときにその職務を代行する。
- 5 委員会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

## (招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、滋賀県商工観光労働部地域エネルギー振興室において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

(別表)

滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

	氏名	団体・所属、役職等
1	きだ ひろみ 来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
2	たかむら ゆかり 高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
3	なかもと わたる 中本 亘	株式会社リチウムエナジージャパン 営業部国内営業課長
4	はしもと けん 橋本 憲	ひがしおうみコミュニティビジネス推進協議会 事務局長
5	はせがわ まさかつ 長谷川 正勝	株式会社ハセック 代表取締役
6	ふくえ いちろう 福江 一郎	三菱重工業株式会社 特別顧問
7	ほりお まさゆき 堀尾 正毅	龍谷大学政策学部 教授
8	やすだ まさし 安田 昌司	滋賀県立大学地域産学連携センター 教授
9	よこやま りゅういち 横山 隆一	早稲田大学理工学術院環境・エネルギー研究科 教授
10	わだ さちお 和田 幸男	京セラ株式会社 滋賀野洲工場長
11	わだ たけし 和田 武	日本環境学会 会長 経済産業省 調達価格等算定委員会 委員